

### 【議員定数の根拠】

明石市の現在の議員定数は、人口規模や財政規模で他市と比較すると若干少ない状況にある。多様な市民の声を反映するという観点では、人口規模に応じた議員定数を確保することが望ましいといえる。本市の人口は約29万人であり、議員定数を30人とする、市民約9,680人あたり議員1人の計算になる。

また、地域コミュニティの拠点となる小学校区（28校区）の平均人口が約1万人であることを勘案すると、多様な地域性の確保の観点から見ても、少なくとも市民1万人あたり議員1人という水準は確保することができる。

一方、委員会構成の観点からは、議員定数30人とする、4つの常任委員会で、委員数が7人または8人の構成となる。本市議会は委員会中心の議会運営を進めており、常任委員会の数については、審査する事務事業の数や審査内容を勘案すると、現在の4委員会制は保持すべきであるとする。また、1議員が複数の委員会の委員を兼ねる複数所属制についても検討したが、委員会審査の充実のためには議員1人1委員会への所属が望ましいとした。さらに、委員会では、委員間の討議により一定の結論を導くことが基本となるため、委員が少なすぎると多角的な視点から審査を行う委員会運営に支障が出ることから、最も適した委員数は7～8人であるとする。以上のことから、議員定数を30人としても安定した委員会運営を図ることができるとする。

市政に対する監視機能の観点では、独任制の機関である市長に対して、合議制の機関である市議会が市政に対する監視、調査を的確に行うことは、民主的な市政運営を確保するための議会の重要な役割の一つである。地方分権の進展に伴い、今後ますます市の役割が拡大していくことを考えると、多角的な視点から監視機能を働かせ、適正な市政運営を確保するためにも、一定の議員数が必要である。さらに、来年度に制定予定の議会基本条例においても、市民に開かれた市議会を実現するために、議会機能の充実、強化を目指している。定数30人であれば、現状より1人減ではあるが、この議会、議員の本来の役割を十分に果たすよう議会活性化の取り組みを進めることができると考える。

市の財政状況に関する観点からは、議員定数を30人とする、議員1人分の報酬、期末手当の年間総額である年間約1,000万円、現状の議会費6億5,100万円に対して約1.5%の削減となる。もっとも、一般会計に占める議会費の割合は0.69%であり、市の財政規模に比べると議員定数の削減の効果は限定的なものといえる。また、議員定数、報酬の見直しにあたっては、行財政改革の視点のみでの議論はすべきでないとも考えられるが、やはり市の厳しい財政状況等を勘案すると、議会として何らかの対応は必要であるとする。

市民意見の反映の観点では、市民アンケートにおいて43%の人が、現状の議員定数について「多い」と回答している。この市民の多数の意見は重く受け止め、議会としての姿勢を示す必要がある。一方で、本年1月に実施した市民意見公募では、議員定数の削減は民意の切り捨てであり、現状を維持すべきとの意見が多数出された。その主な意見としては「市議会は主権者である市民が直接に選挙した議員によって構成されており、主権者である市民を代表する機関である。また、議会は、その権能において行政に対する監視役や立法権などを持つ機関であり、民主主義の根幹を体現する機関でもある。したがって、この機関を構成する議員定数を変更（減員）することにはより慎重でなければならない。」（市民意見から抜粋）のように、議会の本旨は民主主義の体現であり、その根幹となる議員定数の削減については慎重な議論が必要とするものがあつた。議員定数については、市民アンケートの結果のほか、民意の反映や市政の監視機能のあり方など、多角的な観点で検討を行い、市民から頂いた貴重な意見を踏まえ、慎重な協議を重ねた結果、定数30人という結論に達した。

#### 4 議員報酬の検証と根拠について

議員報酬は、特別職報酬等審議会にゆだねたうえで、その結果に対して議会独自に議論する。

##### 【各論点からの検証】

現状の議員報酬は月額 60 万 2 千円、報酬と期末手当を合わせると、年額約 1 千万円である。

[平成 24 年 4 月 1 日現在]

##### (1) 特別職報酬等審議会との関係について

- ・昭和 43 年以降、平成 19 年 4 月の自主的な報酬の削減を除いて、報酬等審議会の答申に基づき、議員報酬の改定がなされている。
- ・平成 24 年 4 月には、報酬等審議会の答申に基づき、約 4.3%の報酬削減をしている。(市の部長級職員の平均年収を上回る額に相当する率を引き下げ。)

##### (2) 県内各市、特例市との比較について

- ・県内 29 市での報酬の順位 : 多い方から 6 番目  
(人口規模の順位は、多い方から 5 番目)
- ・特例 40 市での報酬の順位 : 多い方から 10 番目  
(人口規模の順位は、多い方から 10 番目)  
(特例市の議員報酬の平均は 54 万 5 千円)

##### (3) 市の財政状況から見た報酬について

- ・議会費の割合 : 現状は一般会計の 0.69%

##### (4) 議員活動から見た報酬について

- ・特別職報酬等審議会において、職務責任に応じる原則、他の公共団体との均衡の原則、物価などの状況の原則に基づいて議論されている。

### 【議員報酬の根拠】

特別職報酬等審議会では市長、副市長などの特別職や議員の報酬について、職務責任に応じる原則、他の公共団体との均衡の原則、物価などの状況の原則に基づいて議論されている。そして議員報酬の基準としては、年収ベースでの部長級職員との均衡を考慮し、また、市長、副市長の改定率等を参考にしている。この基準に基づき、平成24年4月には部長級職員との比較から議員報酬の約4.3%の引き下げが行われた。

議員報酬については、公平な第三者である特別職報酬等審議会の議論に基づき決定することが基本であり、まずは同審議会にゆだね、その答申を踏まえた上で、本市の厳しい財政状況を鑑みて、議会として独自に判断するべきと考える。

なお、今後、議員報酬に関し、同審議会において審議がされる際には、他市の状況や議員の活動内容など、より深く議論してもらおうよう、議会として情報提供等に努めていくものとする。

## 5 その他

議員定数については、議論の中で様々な案が出された。協議を進める中でこれらの案は採用しないことになったが、その検討経過は次のとおりである。

### (1) 定数25人(6人減)とする案について

昨年度に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、議員定数25人とする案について検討を行った。市民アンケートでは、現状の議員定数が「多い」と回答した人のうち、「議員定数は25人が適当」との回答が最も多かった。この市民意見を尊重して、定数を大幅に削減すべきとの意見があった。

議員定数を25人とした場合、特例市40市中で、本市の議員定数は最も少なくなる。しかし、人口規模等を勘案しないで議員定数を大幅に削減することは、合議制の機関としての議会の多様性、民意の反映を損なう恐れがある。

また、委員会構成についても、現在の4委員会を3委員会に減らす、または各委員会の委員数を6人に減らす必要があり、委員会審査の充実の観点からも、定数を大幅に削減することは難しいと考えられる。

以上のことから、定数25人とする案については、採用しないこととした。

### (2) 定数28人(3人減)とする案について

地域コミュニティの拠点となる小学校区が28校区であることから、1小学校区当たり議員1人と考えて議員定数を28人とする案について検討を行った。しかし、本市では選挙区ごとに議員が選出されるわけではなく、議員はあくまで明石市全体の代表として選出されているため、小学校区当たり議員1人を直接の根拠とすることは難しいと考えられる。また、議員定数28人とすると、いずれかの委員会の委員数を6人とする必要があり、委員会審査の充実の観点からも難しいと考えられる。

以上のことから、定数28人とする案については、採用しないこととした。

### (3) 定数33人(2人増)とする案について

多様な市民の声を市政に反映し、また、市政に対する監視機能を強化する観点から、議員定数を33人とする案について検討を行った。議員定数が33人の場合、委員会の委員数を標準的な人数である8人とすることができる。また、議会報告会においては、市政の監視機能を強化するために、報酬を減らしてでも定数は増やすべきとの意見も多く出された。

しかし、市民アンケートでの厳しい意見や市の財政状況を考えると、現時点で定数を増やすことは市民の理解が得にくいと考え、定数33人とする案については、採用しないこととした。

#### (4) 定数37人(6人増)とする案について

多様な市民の声を市政に反映し、また、市政に対する監視機能を強化する観点から、議員報酬を大幅に減額することを前提に、定数37人とする案について検討を行った。議会報告会においては、市政の監視機能を強化するために、報酬を減らしてでも定数は増やすべきとの意見も多く出された。

しかし、市民アンケートでの厳しい意見や市の財政状況を考えると、現時点で定数を増やすことは市民の理解が得にくいと考え、(3)と同様に、定数37人とする案については、採用しないこととした。

## 6 おわりに

市議会活性化特別委員会では、約1年にわたる議論と、2度の議会報告会、そして市民意見公募を経て、この報告書をまとめた。最終的には委員の総意での結論とはならなかったが、それは真に市民のためとなる市議会のあり方について、委員それぞれの思いを持って真剣に議論を行った結果と考える。

最後に、本委員会としては、議会基本条例制定に向けた議論の中で、議会、議員が本来の役割を十分に果たし、真に民主主義を体現できる市議会を目指して、さらなる議会活性化の取り組みを進めていく決意であることを申し添えたい。

#### 明石市議会活性化特別委員会

委員長	梅田	宏希
副委員長	井藤	圭湊
委員	宮坂	祐太
委員	尾倉	あき子
委員	樽谷	彰人
委員	永井	俊作
委員	辻本	達也
委員	山崎	雄史
委員	深山	昌明
委員	木下	康子

## 附属機関の設置に関する条例

昭和32年 2月15日  
条例第1号

第1条 市長の附属機関として法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別の定めがあるもののほか、次の表に掲げるものを置く。

附属機関	担任する事務
明石市住居表示審議会	住居表示整備事業の実施についての重要な事項の調査審議に関する事務
明石市消防審議会	現行消防制度並びに消防組織について重要な事項の調査、審議に関する事務
明石市特別職報酬等審議会	市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について必要な事項の調査審議に関する事務
明石市長期総合計画審議会	長期総合計画に関する重要な事項の調査審議に関する事務
明石市公共下水道運営審議会	公共下水道の管理、運営に関する重要な事項の調査、審議に関する事務
明石市職員分限・懲戒等及び退職手当審査会	職員の分限及び懲戒並びに退職手当の支給制限等に係る必要な事項の調査審議に関する事務

第2条 前条の附属機関の組織及び運営に関する事項は、別に条例で定めるもののほか市長が定める。

(以下略)

# 明石市特別職報酬等審議会規則

昭和41年10月11日  
規則第25号

## (目的)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和32年条例第1号）第2条の規定に基づき、明石市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

## (所掌事務等)

第2条 審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について調査審議し、毎年度、市長に意見の申出を行うものとする。

## (組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 本市の区域内の公共的団体等の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による市民

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長の職務等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部職員室人事課において処理する。

## (委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長がこれを定める。

(以下略)

# 明石市特別職の職員の給与に関する条例

昭和55年3月21日  
条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、市長、副市長及び常勤の監査委員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 前条に規定する職員の給料月額、次のとおりとする。

- (1) 市長 1,084,000円
- (2) 副市長 895,000円
- (3) 常勤の監査委員 528,000円

(期末手当)

第3条 職員で6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する者に期末手当を支給する。基準日前1箇月以内に退職又は死亡した者についても同様とする。

2 期末手当の額は、前項のそれぞれの基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、それぞれの職員が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の187.5、12月に支給する場合においては100分の217.5を乗じて得た額とする。

(退職手当)

第4条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡により退職した場合には、その者の遺族）に支給する。

2 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 100分の41
- (2) 副市長 100分の25
- (3) 常勤の監査委員 100分の18.5

3 前項の在職月数は、職員となつた日の属する月の翌月（月の初日であるときは、その日の属する月）から退職した日の属する月までの月数とする。

4 退職手当は、任期ごとに支給する。

(退職手当の特例)

第5条 在職中特別の功労があつた職員には、前条第2項の規定による退職手当の額に、市長が議会の議決を経て定める額を加算した額とすることができる。

(準用)

第6条 この条例に定めるもののほか、職員の給与については、一般職職員に支給する給料、通勤手当、期末手当及び退職手当の例による。

附 則

1～13 (略)

(平成23年7月1日から平成27年4月30日までの間の市長の給料月額の特例)

14 平成23年7月1日から平成27年4月30日までの間に限り、第2条第1号中「1,084,000円」とあるのは「1,084,000円に100分の70を乗じて得た金額」とする。

(平成24年10月1日から平成27年4月30日までの間の副市長の給料月額の特例)

15 平成24年10月1日から平成27年4月30日までの間に限り、第2条第2号中「895,000円」とあるのは「895,000円に100分の84を乗じて得た金額」とする。

## 明石市教育長の給与等に関する条例

昭和57年3月31日  
条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 教育長の給料月額は、733,000円とする。

(期末手当)

第3条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する教育長に期末手当を支給する。基準日前1箇月以内に退職又は死亡した場合についても同様とする。

2 期末手当の額は、前項のそれぞれの基準日現在（同項後段に規定する場合にあつては、退職又は死亡の日現在）において、教育長が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の187.5、12月に支給する場合においては100分の217.5を乗じて得た額とする。

(退職手当)

第4条 退職手当は、教育長が退職した場合に、その者（死亡により退職した場合には、その者の遺族）に支給する。

2 退職手当の額は、退職の日における教育長の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、100分の22を乗じて得た額とする。

3 前項の在職月数は、教育長となつた日の属する月の翌月（月の初日であるときは、その日の属する月）から退職した日の属する月までの月数とする。

4 退職手当は、任期ごとに支給する。

(旅費)

第5条 教育長には、旅費を支給する。

2 旅費の額は、明石市職員の旅費に関する条例（昭和28年条例第11号）別表第1の級別1級に掲げる者の旅費相当額とする。

(勤務条件等)

第6条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、一般職職員の例による。ただし、教育委員会が、必要と認めるときは、別段の定めをすることができる。

(準用)

第7条 この条例に定めるもののほか、教育長の給与については、一般職職員に支給する給料、通勤手当、期末手当及び退職手当の例による。

(以下略)

# 明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例

平成19年3月29日  
条例第24号

## (目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、明石市が経営する公営企業の管理者の設置及びその給料等について定めることを目的とする。

## (管理者の設置)

第2条 法第7条本文の規定に基づき、水道事業に公営企業管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、水道部長とする。

## (給料)

第3条 管理者の給料月額は、681,000円とする。

## (期末手当)

第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する管理者に支給する。基準日前1月以内に退職又は死亡した場合についても同様とする。

2 期末手当の額は、前項のそれぞれの基準日現在（同項後段に規定する場合にあっては、退職又は死亡の日現在）において、管理者が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の187.5、12月に支給する場合においては100分の217.5を乗じて得た額とする。

## (退職手当)

第5条 退職手当は、管理者が退職した場合に、その者（死亡により退職した場合には、その者の遺族）に支給する。

2 退職手当の額は、退職の日における管理者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、100分の20を乗じて得た額とする。

3 前項の在職月数は、管理者となった日の属する月の翌月（月の初日であるときは、その日の属する月）から退職した日の属する月までの月数とする。ただし、第7条第1項に規定する管理者のうち、明石市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第18号。以下「定年条例」という。）第3条本文に規定する定年の年齢に達した日以後における最初の3月31日を迎えるに至ったものの在職月数については、当該日の属する月の翌月から退職した日の属する月までの月数とする。

4 退職手当は、任期ごとに支給する。

## (旅費)

第6条 管理者には旅費を支給する。

2 旅費の額は、明石市職員の旅費に関する条例（昭和28年条例第11号。以下「旅費条例」という。）別表第1の級別1級に掲げる者の旅費相当額とする。ただし、次条第1項に規定する管理者の旅費の額については、旅費条例別表第1の級別2級に掲げる者の旅費相当額とする。

## (管理者の給与の特例)

第7条 管理者のうち、次の各号のいずれにも該当する者の給与は、第3条から第5条までの規定にかかわらず、別に定めるものを除き、給料、扶養手当、地域手当、通勤手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(1) 職員（明石市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第44号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表又は明石市水道部企業職員の

給与に関する規程（昭和33年企業管理規程第1号）第3条第1項に規定する企業職給料表(1)の適用を受ける職員をいう。）として在職した者で、管理者となるために退職し、引き続き管理者となったもの

(2) 定年条例第3条本文に規定する定年の年齢に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者

2 前項に規定する給与の額は、給与条例別表第1行政職給料表の8級を占める職員（以下「部長等」という。）について適用されるそれぞれの給与に関する規定の例により算出した額とする。

3 第1項に規定する管理者が受ける給与の支給については、部長等について適用される給与に関する規定の例による。

(準用)

第8条 この条例に定めるもののほか、管理者の給与については、一般職職員に支給する給料、通勤手当、期末手当及び退職手当の例による。

(以下略)

# 明石市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和53年3月29日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、明石市議会議員（以下「議員」という。）に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬は、月額602,000円とする。

2 議長及び副議長に対しては、前項の額に次の各号に定める額を加算した額とする。

(1) 議長 130,000円

(2) 副議長 65,000円

3 議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその職についた日から、それぞれ議員報酬を支給する。

4 議長、副議長及び議員が、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月までの議員報酬を支給する。

5 前2項の規定により議員報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割によつて計算する。ただし、同一人に対して、重複する議員報酬は、支給してはならない。

(費用弁償)

第3条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、明石市職員の旅費に関する条例（昭和28年条例第11号）別表第1の級別1級に掲げる者の旅費相当額とする。

(期末手当)

第4条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する者に期末手当を支給する。基準日前1月以内に、辞職、退職、除名又は死亡した者についても同様とする。

2 期末手当の額は、前項のそれぞれの基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、辞職、退職、除名又は死亡の日現在）において、それぞれの議員が受けるべき議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に明石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和55年条例第3号）第3条第2項に規定する期末手当の支給率を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者に引き続き議員の職にあつたものとみなす。

(準用)

第5条 この条例に定めがあるもののほか、議員報酬、旅費及び期末手当の支給については、一般職員に支給する給料、旅費又は期末手当の例による。

(以下略)

